

(受付印)		年 月 日	住所又は所在地	(電話)
千葉県自動車税事務所長 様			氏名又は名称 及び代表者氏名	
自動車税証紙・始動票札返還(交換)申請書				
自動車税証紙・始動票札を返還(交換)したいので、次のとおり申請します。				
1 返還する証紙の内訳				
証紙の種類 ①	枚 ②	金 ①×②	備 考	額 ①×②
	枚	円	1 返還を請求する年度の証紙・始動票札 購入額面累計額	
				円 (イ)
			2 取扱手数料の額	
				$\times \frac{10}{1,000} =$ 円
始動票札 第 号				$\times \frac{4}{1,000} =$ 円
始動票札 第 号			計	円(ウ)
始動票札 第 号			(ウ) $\times \frac{1}{100} =$	円(エ)
合 計	(ア)			
2 返還による還付申請額				
(ア)	円-(エ)	円=	円	

注 「2 返還による還付申請額」欄中(ア)は返還する自動車税証紙・始動票札の額面金額とし、(エ)は(ア)に対応する自動車税証紙等取扱手数料の額とする。

(受付印)		年 月 日	住所又は所在地	(電話)
千葉県自動車税事務所長 様			氏名又は名称 及び代表者氏名	㊟
自動車税証紙・始動票札返還(交換)申請書				
自動車税証紙・始動票札を返還(交換)したいので、次のとおり申請します。				
1 返還する証紙の内訳				
証紙の種類 ①	枚 ②	金 ①×②	備 考	額 ①×②
	枚	円	1 返還を請求する年度の証紙・始動票札 購入額面累計額	
				円 (イ)
			2 取扱手数料の額	
				$\times \frac{10}{1,000} =$ 円
始動票札 第 号				$\times \frac{4}{1,000} =$ 円
始動票札 第 号			計	円(ウ)
始動票札 第 号			(ウ) $\times \frac{1}{100} =$	円(エ)
合 計	(ア)			
2 返還による還付申請額				
(ア)	円-(エ)	円=	円	

注 「2 返還による還付申請額」欄中(ア)は返還する自動車税証紙・始動票札の額面金額とし、(エ)は(ア)に対応する自動車税証紙等取扱手数料の額とする。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日	住所又は所在地		
		千葉県自動車税事務所長 様		氏名又は名称及び代表者氏名	
自動車税（環境性能割）譲渡担保財産取得申告書					
下記の自動車について、地方税法第164条第1項の規定の適用を受けたいので、次のとおり申告します。					
譲渡担保自動車の表示	自動車登録番号				
	使用の本拠の位置				
	種 別		用 途		
	車名及び型式				
	課税標準額		円	税 額	円
	譲渡担保財産の設定年月日		年 月 日	移転予定年月日	年 月 日
譲渡担保財産の設定者	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び代表者の氏名				
備 考					

注 上記の自動車が譲渡担保財産であることを証する書面を添付してください。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日	住所又は所在地		
		千葉県自動車税事務所長 様		氏名又は名称及び代表者氏名	
自動車税（環境性能割）譲渡担保財産取得申告書					
下記の自動車について、地方税法第164条第1項の規定の適用を受けたいので、次のとおり申告します。					
譲渡担保自動車の表示	自動車登録番号				
	使用の本拠の位置				
	種 別		用 途		
	車名及び型式				
	課税標準額		円	税 額	円
	譲渡担保財産の設定年月日		年 月 日	移転予定年月日	年 月 日
譲渡担保財産の設定者	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び代表者の氏名				
備 考					

注

- 1 上記の自動車が譲渡担保財産であることを証する書面を添付してください。
- 2 個人が申告する場合は、申告者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 千葉県自動車税事務所長 様		住所又は所在地			
		氏名又は名称及び代表者氏名			
自動車税（環境性能割）還付（免除）申請書 下記の自動車について、自動車税の環境性能割の還付（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。					
自動車登録番号					
使用の本拠の位置					
種 別		用 途			
車名及び型式					
譲渡担保の場合	譲渡担保自動車の取得年月日	年 月 日	譲渡担保自動車の移転年月日	年 月 日	
	担保提供者	住所又は所在地			
		氏名又は名称及び代表者の氏名			
返還の場合	返還した自動車の取得年月日	年 月 日	返還した自動車の返還年月日	年 月 日	
	当該自動車の購入先	住所又は所在地			
		氏名又は名称及び代表者の氏名			
課税標準額		円			
税 額		円			
還付を受けようとする金額		円			
備 考					
還付を受けようとする金融機関等		銀行支店	預金種別		口座番号

注 備考欄には、返還の理由等を記載してください。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 千葉県自動車税事務所長 様		住所又は所在地			
		氏名又は名称及び代表者氏名			
自動車税（環境性能割）還付（免除）申請書 下記の自動車について、自動車税の環境性能割の還付（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。					
自動車登録番号					
使用の本拠の位置					
種 別		用 途			
車名及び型式					
譲渡担保の場合	譲渡担保自動車の取得年月日	年 月 日	譲渡担保自動車の移転年月日	年 月 日	
	担保提供者	住所又は所在地			
		氏名又は名称及び代表者の氏名			
返還の場合	返還した自動車の取得年月日	年 月 日	返還した自動車の返還年月日	年 月 日	
	当該自動車の購入先	住所又は所在地			
		氏名又は名称及び代表者の氏名			
課税標準額		円			
税 額		円			
還付を受けようとする金額		円			
備 考					
還付を受けようとする金融機関等		銀行支店	預金種別		口座番号

注

- 1 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 備考欄には、返還の理由等を記載してください。

その一 (一般用)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日	住所又は所在地	(電話)		
		千葉県自動車税事務所長 様		氏名又は名称 及び代表者氏名		
自動車税 (環境性能割) 減免申請書 下記の自動車について自動車税の環境性能割の減免を受けたいので、次のとおり申請します。						
自動車表示	自動車登録番号		登録年月日	年 月 日		
	種 別		用 途			
	車 体 の 形 状		車 名			
	型 式		乗車定員又は 最大積載量	人 kg		
	総排気量又は 定格出力		Q KW	車台番号		
	所有者	住所又は 所在地				
		氏名又は名称				
	使用者	住所又は 所在地				
		氏名又は名称				
	使用の本拠の位置					
減免を受けようとする 環 境 性 能 割	年 度		税 額	円		
減免を受けようとする 事 由 及 び そ の 発 生 年 月 日						
備 考						

その一 (一般用)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日	住所又は所在地	(電話)		
		千葉県自動車税事務所長 様		氏名又は名称 及び代表者氏名	㊟	
自動車税 (環境性能割) 減免申請書 下記の自動車について自動車税の環境性能割の減免を受けたいので、次のとおり申請します。						
自動車表示	自動車登録番号		登録年月日	年 月 日		
	種 別		用 途			
	車 体 の 形 状		車 名			
	型 式		乗車定員又は 最大積載量	人 kg		
	総排気量又は 定格出力		Q KW	車台番号		
	所有者	住所又は 所在地				
		氏名又は名称				
	使用者	住所又は 所在地				
		氏名又は名称				
	使用の本拠の位置					
減免を受けようとする 環 境 性 能 割	年 度		税 額	円		
減免を受けようとする 事 由 及 び そ の 発 生 年 月 日						
備 考						

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

その二 (身体障害者等用)

受付印	年 月 日	住 所	(電話)		
	千葉県自動車税事務所長 様	氏 名	身体障害者等との続柄		
自動車税 (環境性能割・種別割) 減免申請書					
下記の自動車について自動車税の環境性能割及び種別割の減免を受けたいので、 次のとおり申請します。					
登録 自動車 の表示	自 動 車 登 録 番 号		登録年月日	年 月 日	
	車 名 及 び 型 式		総排気量 又は定格出力	KW	
	車 台 番 号				
	使 用 の 本 拠 の 位 置				
身 体 等 障 害 事 項	身 体 障 害 者 等	住 所			
		氏 名			
	交 付 を 受 け て い る 手 帳 の 番 号	第 号	交 付 年 月 日	年 月 日	
	手帳 の 種 類	身体障害者手帳 又は戦傷病者 手帳	障 害 名 障害の級別 又は程度	級 (項症・款症)	
		療 育 手 帳	障害の程度 次回判定 年 月	年 月	
		精 神 障 害 者	障害の級別	級	
	保 健 福 祉 手 帳	有 効 期 限	年 月 日		
運 転 免 許 事 項	運 転 者	住 所			
		氏 名	身体障害者等との続柄		
	運 転 免 許 証 の 番 号				
	有 効 期 限		年 月 日		
技 能 教 習 事 項	技 能 教 習 を 受 け る 者	住 所			
		氏 名			
	技 能 教 習 開 始 年 月 日		年 月 日		
減 免 を 受 け よ う と す る 環 境 性 能 割					
減 免 を 受 け よ う と す る 環 境 性 能 割	年 度		税 額	円	
減 免 を 受 け よ う と す る 種 別 割	減免開始年		税 額	円	
減 免 を 受 け よ う と す る 事 由 及 び そ の 発 生 年 月 日					

その二 (身体障害者等用)

受付印	年 月 日	住 所	(電話)		
	千葉県自動車税事務所長 様	氏 名	身体障害者等との続柄		
自動車税 (環境性能割・種別割) 減免申請書					
下記の自動車について自動車税の環境性能割及び種別割の減免を受けたいので、 次のとおり申請します。					
登録 自動車 の表示	自 動 車 登 録 番 号		登録年月日	年 月 日	
	車 名 及 び 型 式		総排気量 又は定格出力	KW	
	車 台 番 号				
	使 用 の 本 拠 の 位 置				
身 体 等 障 害 事 項	身 体 障 害 者 等	住 所			
		氏 名			
	交 付 を 受 け て い る 手 帳 の 番 号	第 号	交 付 年 月 日	年 月 日	
	手帳 の 種 類	身体障害者手帳 又は戦傷病者 手帳	障 害 名 障害の級別 又は程度	級 (項症・款症)	
		療 育 手 帳	障害の程度 次回判定 年 月	年 月	
		精 神 障 害 者	障害の級別	級	
	保 健 福 祉 手 帳	有 効 期 限	年 月 日		
運 転 免 許 事 項	運 転 者	住 所			
		氏 名	身体障害者等との続柄		
	運 転 免 許 証 の 番 号				
	有 効 期 限		年 月 日		
技 能 教 習 事 項	技 能 教 習 を 受 け る 者	住 所			
		氏 名			
	技 能 教 習 開 始 年 月 日		年 月 日		
減 免 を 受 け よ う と す る 環 境 性 能 割					
減 免 を 受 け よ う と す る 環 境 性 能 割	年 度		税 額	円	
減 免 を 受 け よ う と す る 種 別 割	減免開始年		税 額	円	
減 免 を 受 け よ う と す る 事 由 及 び そ の 発 生 年 月 日					

注 申請者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

その三 (構造変更用)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日	住所又は所在地	(電話)			
		千葉県自動車税事務所長 様	氏名又は名称 及び代表者氏名				
自動車税 (環境性能割・種別割) 減免申請書							
下記の自動車について自動車税の環境性能割及び種別割の減免を受けたいので、次のとおり申請します。							
自動車 の 表 示	自動車登録番号		登録年月日	年 月 日			
	種 別		用 途				
	車 体 の 形 状		車 名				
	型 式		乗車定員又は 最大積載量		人 kg		
	総排気量又は 定格出力	KW	車台番号				
	所有者	住所又は 所在地					
		氏名又は名称					
	使用者	住所又は 所在地					
		氏名又は名称					
	使用の本拠の位置						
減免を受けようとする 環境性能割	年度	年度	税額	円			
減免を受けようとする 種別割	年度	年度	税額	円			
減免を受けようとする事由 及びその発生日							
特別仕様 (構造変更) の 内 容							
特別仕様 (構造変更) に 要 した 費用							

その三 (構造変更用)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日	住所又は所在地	(電話)			
		千葉県自動車税事務所長 様	氏名又は名称 及び代表者氏名				
自動車税 (環境性能割・種別割) 減免申請書							
下記の自動車について自動車税の環境性能割及び種別割の減免を受けたいので、次のとおり申請します。							
自動車 の 表 示	自動車登録番号		登録年月日	年 月 日			
	種 別		用 途				
	車 体 の 形 状		車 名				
	型 式		乗車定員又は 最大積載量		人 kg		
	総排気量又は 定格出力	KW	車台番号				
	所有者	住所又は 所在地					
		氏名又は名称					
	使用者	住所又は 所在地					
		氏名又は名称					
	使用の本拠の位置						
減免を受けようとする 環境性能割	年度	年度	税額	円			
減免を受けようとする 種別割	年度	年度	税額	円			
減免を受けようとする事由 及びその発生日							
特別仕様 (構造変更) の 内 容							
特別仕様 (構造変更) に 要 した 費用							

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日	住所又は所在地	(電話)	
		千葉県自動車税事務所長 様			
所有権留保付自動車の買主の住所等報告書 さきに照会のあった下記の自動車の買主について、地方税法第177条の13第2項の 規定により、次のとおり報告します。					
自動車登録番号					
登録年月日		年 月 日			
年 度		税 額		円	
買主	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
回答事項	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
	勤務先				
	事務所等の所在地				
車	車の譲渡価額	円			
	割賦代金完済 (予定)年月日	年 月 日			
	割賦代金の支払場 所(金融機関)				
項	割賦代金未済額	円			
	廃車年月日	年 月 日			
	移転年月日	年 月 日			
占有の有無		有 ・ 無			
備考					

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日	住所又は所在地	(電話)	
		千葉県自動車税事務所長 様			
所有権留保付自動車の買主の住所等報告書 さきに照会のあった下記の自動車の買主について、地方税法第177条の13第2項の 規定により、次のとおり報告します。					
自動車登録番号					
登録年月日		年 月 日			
年 度		税 額		円	
買主	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
回答事項	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
	勤務先				
	事務所等の所在地				
車	車の譲渡価額	円			
	割賦代金完済 (予定)年月日	年 月 日			
	割賦代金の支払場 所(金融機関)				
項	割賦代金未済額	円			
	廃車年月日	年 月 日			
	移転年月日	年 月 日			
占有の有無		有 ・ 無			
備考					

その一（一般用）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日	住所又は所在地	(電話)		
		千葉県自動車税事務所長 様		氏名又は名称 及び代表者氏名		
自動車税（種別割）減免申請書						
下記の自動車について自動車税の種別割の減免を受けたいので、次のとおり申請します。						
自動車 の 表 示	自動車登録番号		登録年月日	年 月 日		
	種 別		用 途			
	車 体 の 形 状		車 名			
	型 式		乗車定員又は 最大積載量	人 kg		
	総排気量又は 定格出力	ℓ KW	車台番号			
	所有者	住所又は 所在地				
		氏名又は名称				
	使用者	住所又は 所在地				
		氏名又は名称				
	使用の本拠の位置					
減免を受けようとする 種 別		年度		税 額	円	
減免を受けようとする事 由及びその発生年月日						
減 免 の 種 類	災 害					
	教 習 車	指定自動車	所 在 地			
		教 習 所	名 称			
			管 理 者 名			
公 益 用 途						
生 活 路 線 バ ス						
そ の 他						
備 考						

注 この申請書は、千葉県県税条例第79条第1項、第80条第1項第4号から第6号まで又は第81条第1項の規定による減免を受けようとする場合に使用してください。

その一（一般用）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日	住所又は所在地	(電話)		
		千葉県自動車税事務所長 様		氏名又は名称 及び代表者氏名	㊟	
自動車税（種別割）減免申請書						
下記の自動車について自動車税の種別割の減免を受けたいので、次のとおり申請します。						
自動車 の 表 示	自動車登録番号		登録年月日	年 月 日		
	種 別		用 途			
	車 体 の 形 状		車 名			
	型 式		乗車定員又は 最大積載量	人 kg		
	総排気量又は 定格出力	ℓ KW	車台番号			
	所有者	住所又は 所在地				
		氏名又は名称				
	使用者	住所又は 所在地				
		氏名又は名称				
	使用の本拠の位置					
減免を受けようとする 種 別		年度		税 額	円	
減免を受けようとする事 由及びその発生年月日						
減 免 の 種 類	災 害					
	教 習 車	指定自動車	所 在 地			
		教 習 所	名 称			
			管 理 者 名			
公 益 用 途						
生 活 路 線 バ ス						
そ の 他						
備 考						

注
1 この申請書は、千葉県県税条例第79条第1項、第80条第1項第4号から第6号まで又は第81条第1項の規定による減免を受けようとする場合に使用してください。
2 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

その二（中古商品自動車用）

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 千葉県自動車税事務所長 様		住所又は所在地 (電話)					
		氏名又は名称及び代表者氏名					
		古物商許可番号					
自動車税（種別割）減免申請書 下記の自動車について自動車税の種別割の減免を受けたいので、次のとおり申請します。							
減免を受けようとする種別割の年度							
番号	自動車登録番号	登 録 日 年 月 日	車台番号	車 名	展 示 場	税 額	減免を受けようとする額
						円	円

注 この申請書は、千葉県県税条例第82条第1項の規定による減免を受けようとする場合に使用してください。

その二（中古商品自動車用）

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 千葉県自動車税事務所長 様		住所又は所在地 (電話)					
		氏名又は名称及び代表者氏名					
		古物商許可番号					
自動車税（種別割）減免申請書 下記の自動車について自動車税の種別割の減免を受けたいので、次のとおり申請します。							
減免を受けようとする種別割の年度							
番号	自動車登録番号	登 録 日 年 月 日	車台番号	車 名	展 示 場	税 額	減免を受けようとする額
						円	円

注

1 この申請書は、千葉県県税条例第82条第1項の規定による減免を受けようとする場合に使用してください。


2 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

(受付印)		年 月 日	住所又は所在地	(電話)
千葉県自動車税事務所長 様			氏名又は名称 及び代表者氏名	
自動車税（種別割）の減免に該当しなくなったことの申告書 千葉県県税条例第80条第8項の規定により、次のとおり申告します。				
自動車登録番号		登録年月日	年 月 日	
車台番号				
減免の種類				
減免に該当しなくなった事由				
減免に該当しなくなった年月日	年 月 日			

(受付印)		年 月 日	住所又は所在地	(電話)
千葉県自動車税事務所長 様			氏名又は名称 及び代表者氏名	印
自動車税（種別割）の減免に該当しなくなったことの申告書 千葉県県税条例第80条第8項の規定により、次のとおり申告します。				
自動車登録番号		登録年月日	年 月 日	
車台番号				
減免の種類				
減免に該当しなくなった事由				
減免に該当しなくなった年月日	年 月 日			

注 個人が申告する場合は、申告者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

千葉県 県税事務所長 様 年 月 日		住所又は所在地	(電話)
		氏名又は名称及び代表者氏名	
		個人番号又は法人番号	
鉾 区 税 申 告 (報 告) 書 千葉県県税条例第86条の規定により、次のとおり申告（報告）します。			
鉾区又は砂鉾区 の 所 在 地			
鉾 種 名			
登 録 番 号	千葉県 試掘権（採掘権）登録 第 号		
存 続 期 間	年 月 日まで		
面 積 又 は 延 長			
県内の主たる 事務所又は事業所	所 在 地		
	名 称		
納税義務の発生等 があった年月日	発生・消滅・異動 年 月 日		
納税義務の発生等 があった理由			

千葉県 県税事務所長 様 年 月 日		住所又は所在地	(電話)
		氏名又は名称及び代表者氏名	
		個人番号又は法人番号	
鉾 区 税 申 告 (報 告) 書 千葉県県税条例第86条の規定により、次のとおり申告（報告）します。			
鉾区又は砂鉾区 の 所 在 地			
鉾 種 名			
登 録 番 号	千葉県 試掘権（採掘権）登録 第 号		
存 続 期 間	年 月 日まで		
面 積 又 は 延 長			
県内の主たる 事務所又は事業所	所 在 地		
	名 称		
納税義務の発生等 があった年月日	発生・消滅・異動 年 月 日		
納税義務の発生等 があった理由			

注 個人が申告する場合は、申告者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書

帳簿

(受付印) 年 月 日		※整理番号		
		住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地 (電話)		
千葉県 県税事務所長 様		(ふりがな) 名称(屋号)		
		法人番号		
千葉県 県税事務所長 様		(ふりがな) 氏名 (法人の場合) 代表者氏名		
		(ふりがな) (法人の場合) 代表者住所 (電話)		
第748条 地方税法第749条第1項の承認を受けたいので、同法第750条第1項の規定により 申請します。				
1 承認を受けようとする地方税関係帳簿の種類、備付けを開始する日、保存場 所、国税関係申請状況等				
帳簿の種類 税目名称・作成事務所等				
	備付け開始日	保存方法	保存場所	国税関係申 請状 況
	年月日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
	年月日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
	年月日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
	年月日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
	年月日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
	年月日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
	年月日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
	年月日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
	年月日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
	年月日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
※整理簿同時提出申請書 処理欄 (摘要)				

地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書

帳簿

(受付印) 年 月 日		※整理番号		
		住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地 (電話)		
千葉県 県税事務所長 様		(ふりがな) 名称(屋号)		
		法人番号		
千葉県 県税事務所長 様		(ふりがな) 氏名 (法人の場合) 代表者氏名		
		(ふりがな) (法人の場合) 代表者住所 (電話)		
第748条 地方税法第749条第1項の承認を受けたいので、同法第750条第1項の規定により 申請します。				
1 承認を受けようとする地方税関係帳簿の種類、備付けを開始する日、保存場 所、国税関係申請状況等				
帳簿の種類 税目名称・作成事務所等				
	備付け開始日	保存方法	保存場所	国税関係申 請状 況
	年月日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
	年月日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
	年月日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
	年月日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
	年月日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
	年月日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
	年月日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
	年月日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
	年月日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
	年月日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
※整理簿同時提出申請書 処理欄 (摘要)				

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名		所在地			
3 設立の日（新たに設立された法人が地方税法第750条第1項ただし書の規定を適用しようとする場合）					
年 月 日					
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係帳簿の種類及びその年月日（この申請に係る地方税関係帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区分	対象となった帳簿の種類		届出書の提出年月日 通知書の受理	対象となった 保存方法	
	税目	名称・作成事務所等			
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・ C O M	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・ C O M	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・ C O M	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・ C O M	
5 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所
					（委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地）
コンピュータ・プリンタ （ コンピュータ・プリンタ ）			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ （ コンピュータ・プリンタ ）			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ （ コンピュータ・プリンタ ）			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ （ コンピュータ・プリンタ ）			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ （ コンピュータ・プリンタ ）			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要					
区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の 場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム 言語	
自己開発・委託開発・市販 （ 自己開発・委託開発・市販 ）					
自己開発・委託開発・市販 （ 自己開発・委託開発・市販 ）					
自己開発・委託開発・市販 （ 自己開発・委託開発・市販 ）					
自己開発・委託開発・市販 （ 自己開発・委託開発・市販 ）					
自己開発・委託開発・市販 （ 自己開発・委託開発・市販 ）					

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名		所在地			
3 設立の日（新たに設立された法人が地方税法第750条第1項ただし書の規定を適用しようとする場合）					
年 月 日					
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係帳簿の種類及びその年月日（この申請に係る地方税関係帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区分	対象となった帳簿の種類		届出書の提出年月日 通知書の受理	対象となった 保存方法	
	税目	名称・作成事務所等			
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・ C O M	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・ C O M	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・ C O M	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・ C O M	
5 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所
					（委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地）
コンピュータ・プリンタ （ コンピュータ・プリンタ ）			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ （ コンピュータ・プリンタ ）			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ （ コンピュータ・プリンタ ）			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ （ コンピュータ・プリンタ ）			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ （ コンピュータ・プリンタ ）			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要					
区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の 場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム 言語	
自己開発・委託開発・市販 （ 自己開発・委託開発・市販 ）					
自己開発・委託開発・市販 （ 自己開発・委託開発・市販 ）					
自己開発・委託開発・市販 （ 自己開発・委託開発・市販 ）					
自己開発・委託開発・市販 （ 自己開発・委託開発・市販 ）					
自己開発・委託開発・市販 （ 自己開発・委託開発・市販 ）					

7 地方税法施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置	
<p style="text-align: center;">《注意事項》</p> <p>1 地方税法第748条（電磁的記録による備付け及び保存）の承認を受けようとする場合は、(1)から(6)までに掲げる事項について記載する必要があります。</p> <p>2 地方税法第749条第1項（電磁的記録による備付け及びCOMによる保存）の承認を受けようとする場合は、(1)から(11)までに掲げる事項について記載する必要があります。</p>	
電磁的記録による保存等・COMによる保存に共通の措置	<p>(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（第25条第1号イ関係）</p> <p><input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p>※ 該当する場合のみ記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> ただし、入力日から [] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程等でこの旨を定める）。</p>
	<p>(2) 追加入力した事実の確認に関する措置（第25条第1号ロ関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 入力データを入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> 入力データに個々のデータを特定することができる情報 [<input type="checkbox"/> 一連番号、<input type="checkbox"/> 伝票番号、<input type="checkbox"/> その他 ()] を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: center;">[]</p>
	<p>(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置（第25条第2号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> [<input type="checkbox"/> 一連番号、<input type="checkbox"/> 伝票番号、<input type="checkbox"/> その他 ()] により地方税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: center;">[]</p>
	<p>(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第25条第3号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 次の名称の書類を備え付ける。</p> <p>① システムの概要を記載した書類</p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p>② システムの開発に際して作成した書類</p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p>③ システムの操作説明書</p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p>④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類</p> <p style="text-align: center;">[]</p>
	<p>(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第25条第4号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: center;">[]</p>

7 地方税法施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置	
<p style="text-align: center;">《注意事項》</p> <p>1 地方税法第748条（電磁的記録による備付け及び保存）の承認を受けようとする場合は、(1)から(6)までに掲げる事項について記載する必要があります。</p> <p>2 地方税法第749条第1項（電磁的記録による備付け及びCOMによる保存）の承認を受けようとする場合は、(1)から(11)までに掲げる事項について記載する必要があります。</p>	
電磁的記録による保存等・COMによる保存に共通の措置	<p>(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（第25条第1号イ関係）</p> <p><input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p>※ 該当する場合のみ記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> ただし、入力日から [] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程等でこの旨を定める）。</p>
	<p>(2) 追加入力した事実の確認に関する措置（第25条第1号ロ関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 入力データを入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> 入力データに個々のデータを特定することができる情報 [<input type="checkbox"/> 一連番号、<input type="checkbox"/> 伝票番号、<input type="checkbox"/> その他 ()] を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: center;">[]</p>
	<p>(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置（第25条第2号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> [<input type="checkbox"/> 一連番号、<input type="checkbox"/> 伝票番号、<input type="checkbox"/> その他 ()] により地方税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: center;">[]</p>
	<p>(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第25条第3号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 次の名称の書類を備え付ける。</p> <p>① システムの概要を記載した書類</p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p>② システムの開発に際して作成した書類</p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p>③ システムの操作説明書</p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p>④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類</p> <p style="text-align: center;">[]</p>
	<p>(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第25条第4号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: center;">[]</p>

電磁的に記録を保存に共通等・措置

(6) 検索機能の確保に関する措置 (第25条第5号関係)

記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目				主な帳簿名
<input type="checkbox"/> 取引年月月	<input type="checkbox"/> 勘定科目	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。

2以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

C O M に よ る 保 存 に

(7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置 (第26条第1項第1号関係)

COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。

{

①保存義務者 (又は事務責任者) の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。

(8) COMの索引簿の備付けに関する措置 (第26条第1項第2号関係)

帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。

索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。

上記以外の方法による。

{

(9) COMの索引の出力に関する措置 (第26条第1項第3号関係)

COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。

(10) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置 (第26条第1項第4号関係)

COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。

上記以外の方法による。

{

(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置 (第26条第1項第5号関係)

上記(5)及び(6)の措置をとって電磁的記録を保存する。

上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。

上記以外の方法による。

{

8 その他参考となる事項

添付書類

1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 (市販のプログラムを使用する場合は不要)

2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類 (又は処理委託契約書の写し)

3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

電磁的に記録を保存に共通等・措置

(6) 検索機能の確保に関する措置 (第25条第5号関係)

記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目				主な帳簿名
<input type="checkbox"/> 取引年月月	<input type="checkbox"/> 勘定科目	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。

2以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

C O M に よ る 保 存 に

(7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置 (第26条第1項第1号関係)

COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。

{

①保存義務者 (又は事務責任者) の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。

(8) COMの索引簿の備付けに関する措置 (第26条第1項第2号関係)

帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。

索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。

上記以外の方法による。

{

(9) COMの索引の出力に関する措置 (第26条第1項第3号関係)

COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。

(10) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置 (第26条第1項第4号関係)

COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。

上記以外の方法による。

{

(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置 (第26条第1項第5号関係)

上記(5)及び(6)の措置をとって電磁的記録を保存する。

上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。

上記以外の方法による。

{

8 その他参考となる事項

添付書類

1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 (市販のプログラムを使用する場合は不要)

2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類 (又は処理委託契約書の写し)

3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

「地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」
の記載要領等

この申請書用紙は、地方税関係帳簿の電磁的記録による備付け及び電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存に必要な県税事務所長の承認（地方税法第748条又は第749条第1項の承認）を受けようとする場合に使用してください。

なお、電磁的記録による保存等の承認（地方税法第748条の承認）を受けている地方税関係帳簿についてCOMによる保存に代えようとする場合の承認（同法第749条第2項の承認）を受けようとするときには、これとは別様式の申請書用紙を使用してください。

1 申請期限等

(1) 申請期限

承認を受けようとする地方税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）の備付けを開始する日（承認を受けようとする帳簿が2以上ある場合で、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日）の3月前の日までに、県税事務所長に提出してください。

(2) 提出部数

この申請書は、1部提出してください。

2 添付書類

この申請書には、次の書類を1部添付してください。

なお、複数の申請書（他の種類の申請書を含みます。）を提出する際に重複する添付書類については、いずれかの申請書に1部添付してください。

- ① 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ② 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ③ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
(注) 1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、①の書類を添付する必要はありません。

2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、②の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

「地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」
の記載要領等

この申請書用紙は、地方税関係帳簿の電磁的記録による備付け及び電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存に必要な県税事務所長の承認（地方税法第748条又は第749条第1項の承認）を受けようとする場合に使用してください。

なお、電磁的記録による保存等の承認（地方税法第748条の承認）を受けている地方税関係帳簿についてCOMによる保存に代えようとする場合の承認（同法第749条第2項の承認）を受けようとするときには、これとは別様式の申請書用紙を使用してください。

1 申請期限等

(1) 申請期限

承認を受けようとする地方税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）の備付けを開始する日（承認を受けようとする帳簿が2以上ある場合で、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日）の3月前の日までに、県税事務所長に提出してください。

(2) 提出部数

この申請書は、1部提出してください。

2 添付書類

この申請書には、次の書類を1部添付してください。

なお、複数の申請書（他の種類の申請書を含みます。）を提出する際に重複する添付書類については、いずれかの申請書に1部添付してください。

- ① 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ② 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ③ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
(注) 1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、①の書類を添付する必要はありません。

2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、②の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

3 各欄の記載要領

(1) 本文

電磁的記録による保存をしようとする場合は「第748条」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「第749条第1項」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

(2) 「1 承認を受けようとする地方税関係帳簿の種類、備付けを開始する日、保存場所、国税関係申請状況等」の各欄

ア 「帳簿の種類」欄

- ① 「税目」欄には、承認を受けようとする帳簿の保存義務等が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。
- ② 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする帳簿の名称（名称による記載ができない場合は、保存義務等を規定している地方税法の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに帳簿を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

(記載例) 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳
2 仕訳帳 (本店及び○○支店)、△△支店の売掛金元帳

イ 「備付け開始日」欄には、承認を受けようとする帳簿の備付けを開始する日を記載してください。

ウ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をしようとする場合は「電磁的記録」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「COM」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

エ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

オ 「国税関係申請状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録等による保存をまだ申請していない場合は「未」の文字を、申請している場合（同時に申請する場合も含みます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、申請を行った税務署名を記載してください。

(3) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が千葉県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

3 各欄の記載要領

(1) 本文

電磁的記録による保存をしようとする場合は「第748条」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「第749条第1項」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

(2) 「1 承認を受けようとする地方税関係帳簿の種類、備付けを開始する日、保存場所、国税関係申請状況等」の各欄

ア 「帳簿の種類」欄

- ① 「税目」欄には、承認を受けようとする帳簿の保存義務等が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。
- ② 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする帳簿の名称（名称による記載ができない場合は、保存義務等を規定している地方税法の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに帳簿を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

(記載例) 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳
2 仕訳帳 (本店及び○○支店)、△△支店の売掛金元帳

イ 「備付け開始日」欄には、承認を受けようとする帳簿の備付けを開始する日を記載してください。

ウ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をしようとする場合は「電磁的記録」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「COM」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

エ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

オ 「国税関係申請状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録等による保存をまだ申請していない場合は「未」の文字を、申請している場合（同時に申請する場合も含みます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、申請を行った税務署名を記載してください。

(3) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が千葉県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

なお、軽油引取税の混和等に係る申請については、記載の必要はありません。

- (4) 「4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係帳簿の種類及びその年月日」の各欄については、該当する文字を○で囲むとともに、「対象となった帳簿の種類」欄は(2)アの要領で記載してください。
- (5) 「5 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄
- ア 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
- なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載してください。
- イ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。
- ウ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。
- エ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。
- なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。
- (6) 「6 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要」の各欄
- ア 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
- なお、該当する区分がない場合は、括弧内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
- イ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。
- ウ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
- エ 自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
- (7) 「7 地方税法施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置」の各欄
- ア 共通の記載方法
- ① 申請者がとらうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）に~~レ~~印を付して表示してください。

なお、軽油引取税の混和等に係る申請については、記載の必要はありません。

- (4) 「4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係帳簿の種類及びその年月日」の各欄については、該当する文字を○で囲むとともに、「対象となった帳簿の種類」欄は(2)アの要領で記載してください。
- (5) 「5 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄
- ア 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
- なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載してください。
- イ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。
- ウ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。
- エ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。
- なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。
- (6) 「6 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要」の各欄
- ア 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
- なお、該当する区分がない場合は、括弧内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
- イ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。
- ウ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
- エ 自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
- (7) 「7 地方税法施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置」の各欄
- ア 共通の記載方法
- ① 申請者がとらうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）に~~レ~~印を付して表示してください。

② []内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。

イ 個別の記載方法

① 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規程等により定めている場合には、併せてその期間(日数)を括弧内に記載してください。

② 「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し又は記載してください。

③ 「(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、特定の情報により関連性を確認することができるようにしている場合には、その情報を選択し又は記載してください。

④ 「(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム(他の者に委託して開発したプログラムを含みます。)以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。

⑤ 「(6) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿名を記載してください。

なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその帳簿名をまとめて記載してください。

(8) 「8 その他参考となる事項」欄には、課税期間の定めのある帳簿について、課税期間の初日以外の日を備付けを開始する日とする場合には、その日を備付けを開始する日とする理由を次のように記載してください。

(記載例) ○年○月○日に開業する予定のため

また、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録等による保存を申請している場合(同時に申請する場合も含みます。)において、当該国税関係の申請書に記載した「その他参考となる事項」については、同じ内容をこの欄に記載してください。

備考 この申請書を条例第111条又は第112条第1項の承認を受けようとする者が使用する場合は、様式中次表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

② []内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。

イ 個別の記載方法

① 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規程等により定めている場合には、併せてその期間(日数)を括弧内に記載してください。

② 「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し又は記載してください。

③ 「(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、特定の情報により関連性を確認することができるようにしている場合には、その情報を選択し又は記載してください。

④ 「(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム(他の者に委託して開発したプログラムを含みます。)以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。

⑤ 「(6) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿名を記載してください。

なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその帳簿名をまとめて記載してください。

(8) 「8 その他参考となる事項」欄には、課税期間の定めのある帳簿について、課税期間の初日以外の日を備付けを開始する日とする場合には、その日を備付けを開始する日とする理由を次のように記載してください。

(記載例) ○年○月○日に開業する予定のため

また、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録等による保存を申請している場合(同時に申請する場合も含みます。)において、当該国税関係の申請書に記載した「その他参考となる事項」については、同じ内容をこの欄に記載してください。

(9) 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

備考 この申請書を条例第111条又は第112条第1項の承認を受けようとする者が使用する場合は、様式中次表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

地方税関係帳簿	県税関係帳簿
地方税法	千葉県県税条例
第748条	第111条
第749条第1項	第112条第1項
同法第750条第1項	千葉県県税条例第113条の規定によりその例によることとされる地方税法第750条第1項
第750条第1項ただし書	第113条の規定によりその例によることとされる地方税法第750条第1項ただし書
地方税法施行規則	千葉県県税条例施行規則においてその例によることとされる地方税法施行規則
第749条第2項	第112条第2項
軽油引取税	ゴルフ場利用税
(3) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が千葉県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。 なお、軽油引取税の混和等に係る申請については、記載の必要はありません。	(3) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、記載の必要はありません。

地方税関係帳簿	県税関係帳簿
地方税法	千葉県県税条例
第748条	第111条
第749条第1項	第112条第1項
同法第750条第1項	千葉県県税条例第113条の規定によりその例によることとされる地方税法第750条第1項
第750条第1項ただし書	第113条の規定によりその例によることとされる地方税法第750条第1項ただし書
地方税法施行規則	千葉県県税条例施行規則においてその例によることとされる地方税法施行規則
第749条第2項	第112条第2項
軽油引取税	ゴルフ場利用税
(3) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が千葉県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。 なお、軽油引取税の混和等に係る申請については、記載の必要はありません。	(3) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、記載の必要はありません。

地方税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書

中途

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">受付印</div> 年 月 日 千葉県 県税事務所長 様	※整理番号 (ふりがな)住所又は居所 (法人の場合)主たる事務所又は事業所の所在地 (電話)																																																																				
	(ふりがな)名称(屋号)																																																																				
	法人番号																																																																				
	(ふりがな)氏名 (法人の場合)代表者氏名																																																																				
	(ふりがな)(法人の場合)代表者住所 (電話)																																																																				
地方税法第749条第2項の承認を受けたいので、同法第750条第1項の規定により申請します。																																																																					
1 承認を受けようとする地方税関係帳簿の種類、電磁的記録の保存に代える日、保存場所及び国税関係申請状況																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>帳簿の種類</th> <th>電磁的記録の保存に代える日</th> <th>保存場所</th> <th>国税関係申請状況</th> </tr> <tr> <th>税目 名称・作成事務所等</th> <th>(当初の承認を受けた年月日等)</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> </tbody> </table>	帳簿の種類	電磁的記録の保存に代える日	保存場所	国税関係申請状況	税目 名称・作成事務所等	(当初の承認を受けた年月日等)				(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署	
帳簿の種類	電磁的記録の保存に代える日	保存場所	国税関係申請状況																																																																		
税目 名称・作成事務所等	(当初の承認を受けた年月日等)																																																																				
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																		
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																		
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																		
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																		
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																		
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																		
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																		
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																		
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																		
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																		
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																		
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																		
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																		
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																		
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																		
※ 整理簿 同時提出申請書 回 付 先 処理欄 (摘要)																																																																					

地方税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書

中途

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">受付印</div> 年 月 日 千葉県 県税事務所長 様	※整理番号 (ふりがな)住所又は居所 (法人の場合)主たる事務所又は事業所の所在地 (電話)																																																																								
	(ふりがな)名称(屋号)																																																																								
	法人番号																																																																								
	(ふりがな)氏名 (法人の場合)代表者氏名																																																																								
	(ふりがな)(法人の場合)代表者住所 (電話)																																																																								
地方税法第749条第2項の承認を受けたいので、同法第750条第1項の規定により申請します。																																																																									
1 承認を受けようとする地方税関係帳簿の種類、電磁的記録の保存に代える日、保存場所及び国税関係申請状況																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>帳簿の種類</th> <th>電磁的記録の保存に代える日</th> <th>保存場所</th> <th>国税関係申請状況</th> </tr> <tr> <th>税目 名称・作成事務所等</th> <th>(当初の承認を受けた年月日等)</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> <tr><td></td><td>(年 月 日)</td><td></td><td>未・済 税務署</td></tr> </tbody> </table>	帳簿の種類	電磁的記録の保存に代える日	保存場所	国税関係申請状況	税目 名称・作成事務所等	(当初の承認を受けた年月日等)				(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署		(年 月 日)		未・済 税務署	
帳簿の種類	電磁的記録の保存に代える日	保存場所	国税関係申請状況																																																																						
税目 名称・作成事務所等	(当初の承認を受けた年月日等)																																																																								
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																						
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																						
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																						
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																						
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																						
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																						
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																						
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																						
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																						
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																						
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																						
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																						
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																						
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																						
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																						
	(年 月 日)		未・済 税務署																																																																						
※ 整理簿 同時提出申請書 回 付 先 処理欄 (摘要)																																																																									

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所						
都道府県名		所在地				
3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係帳簿の種類及びその年月日(この申請に係る地方税関係帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合)						
区分	対象となった帳簿の種類		届出書の提出 通知書の受理年月日	対象となった 保存方法		
	税目	名称・作成事務所等				
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM		
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM		
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM		
4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間						
① 保存期間のうち保存期間の初日から()が経過した日以後の期間						
② 保存期間の全期間						
5 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要						
区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合 は、委託先の名称 及び所在地)	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託		
6 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要						
区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考	
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム 言語		
自己開発・委託開発・市販 ()						
自己開発・委託開発・市販 ()						
自己開発・委託開発・市販 ()						
自己開発・委託開発・市販 ()						
自己開発・委託開発・市販 ()						
自己開発・委託開発・市販 ()						

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所						
都道府県名		所在地				
3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係帳簿の種類及びその年月日(この申請に係る地方税関係帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合)						
区分	対象となった帳簿の種類		届出書の提出 通知書の受理年月日	対象となった 保存方法		
	税目	名称・作成事務所等				
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM		
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM		
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM		
4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間						
① 保存期間のうち保存期間の初日から()が経過した日以後の期間						
② 保存期間の全期間						
5 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要						
区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合 は、委託先の名称 及び所在地)	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託		
6 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要						
区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考	
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム 言語		
自己開発・委託開発・市販 ()						
自己開発・委託開発・市販 ()						
自己開発・委託開発・市販 ()						
自己開発・委託開発・市販 ()						
自己開発・委託開発・市販 ()						
自己開発・委託開発・市販 ()						

7 地方税法施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置
(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置 (第25条第1号イ関係) <input type="checkbox"/> データを直接に訂正し、又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。 <input type="checkbox"/> データを直接に訂正し、又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳(当初データの特定に必要な情報を付加)を入力することにより行う。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []
※ 該当する場合のみ記載してください。 <input type="checkbox"/> ただし、入力日から [] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない(内部規程でこの旨を定める)。
(2) 追加入力した事実の確認に関する措置 (第25条第1号ロ関係) <input type="checkbox"/> 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する(付加した情報を訂正し、又は削除することができない)システムを使用する。 <input type="checkbox"/> 入力データに個々のデータを特定することができる情報[<input type="checkbox"/> 一連番号、 <input type="checkbox"/> 伝票番号、 <input type="checkbox"/> その他()]を自動的に付加する(付加した情報を訂正し、又は削除することができない)システムを使用する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []
(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置 (第25条第2号関係) <input type="checkbox"/> [<input type="checkbox"/> 一連番号、 <input type="checkbox"/> 伝票番号、 <input type="checkbox"/> その他()]により地方税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []
(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置 (第25条第3号関係) <input type="checkbox"/> 次の名称の書類を備え付ける。 ① システムの概要を記載した書類 [] ② システムの開発に際して作成した書類 [] ③ システムの操作説明書 [] ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類(又は処理委託契約書)及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類 []
(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置 (第25条第4号関係) <input type="checkbox"/> 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []

(3/4)

7 地方税法施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置
(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置 (第25条第1号イ関係) <input type="checkbox"/> データを直接に訂正し、又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。 <input type="checkbox"/> データを直接に訂正し、又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳(当初データの特定に必要な情報を付加)を入力することにより行う。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []
※ 該当する場合のみ記載してください。 <input type="checkbox"/> ただし、入力日から [] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない(内部規程でこの旨を定める)。
(2) 追加入力した事実の確認に関する措置 (第25条第1号ロ関係) <input type="checkbox"/> 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する(付加した情報を訂正し、又は削除することができない)システムを使用する。 <input type="checkbox"/> 入力データに個々のデータを特定することができる情報[<input type="checkbox"/> 一連番号、 <input type="checkbox"/> 伝票番号、 <input type="checkbox"/> その他()]を自動的に付加する(付加した情報を訂正し、又は削除することができない)システムを使用する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []
(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置 (第25条第2号関係) <input type="checkbox"/> [<input type="checkbox"/> 一連番号、 <input type="checkbox"/> 伝票番号、 <input type="checkbox"/> その他()]により地方税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []
(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置 (第25条第3号関係) <input type="checkbox"/> 次の名称の書類を備え付ける。 ① システムの概要を記載した書類 [] ② システムの開発に際して作成した書類 [] ③ システムの操作説明書 [] ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類(又は処理委託契約書)及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類 []
(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置 (第25条第4号関係) <input type="checkbox"/> 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []

(3/4)

(6) 検索機能の確保に関する措置 (第25条第5号関係)

記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目				主な帳簿名
<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/> 勘定科目	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。

2以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

(7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置 (第26条第1項第1号関係)

COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。

{ }

①保存義務者(又は事務責任者)の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。

(8) COMの索引簿の備付けに関する措置 (第26条第1項第2号関係)

帳簿書類の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。

索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。

上記以外の方法による。

{ }

(9) COMの索引の出力に関する措置 (第26条第1項第3号関係)

COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。

(10) マイクロフィルムリーダプリンタの備付け及び出力に関する措置 (第26条第1項第4号関係)

COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダプリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。

上記以外の方法による。

{ }

(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置 (第26条第1項第5号関係)

※ 次の措置をとろうとする場合は、(5)又は(6)についても記載してください。

上記(5)及び(6)の措置をとって電磁的記録を保存する。

上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。

上記以外の方法による。

{ }

8 その他参考となる事項

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 (市販のプログラムを使用する場合は不要)
2	電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類 (又は処理委託契約書の写し)
3	記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

(6) 検索機能の確保に関する措置 (第25条第5号関係)

記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目				主な帳簿名
<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/> 勘定科目	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。

2以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

(7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置 (第26条第1項第1号関係)

COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。

{ }

①保存義務者(又は事務責任者)の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。

(8) COMの索引簿の備付けに関する措置 (第26条第1項第2号関係)

帳簿書類の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。

索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。

上記以外の方法による。

{ }

(9) COMの索引の出力に関する措置 (第26条第1項第3号関係)

COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。

(10) マイクロフィルムリーダプリンタの備付け及び出力に関する措置 (第26条第1項第4号関係)

COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダプリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。

上記以外の方法による。

{ }

(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置 (第26条第1項第5号関係)

※ 次の措置をとろうとする場合は、(5)又は(6)についても記載してください。

上記(5)及び(6)の措置をとって電磁的記録を保存する。

上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。

上記以外の方法による。

{ }

8 その他参考となる事項

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 (市販のプログラムを使用する場合は不要)
2	電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類 (又は処理委託契約書の写し)
3	記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

「地方税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書」の記載要領等

この申請書用紙は、電磁的記録による保存等の承認を受けている地方税関係帳簿について、電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存に代えるのに必要な県税事務所長の承認（地方税法第749条第2項の承認）を受けようとする場合に使用してください。

なお、地方税関係帳簿について、初めて電磁的記録等による保存等をしようとする場合の承認（地方税法第748条又は第749条第1項の承認）を受けようとするときは、これとは別様式の申請書用紙を使用してください。

1 申請期限等

(1) 申請期限

承認を受けようとする地方税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）のCOMによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日（承認を受けようとする帳簿が2以上ある場合で、その保存に代える日が異なるときは、最初に到来する保存に代える日）の3月前の日までに、県税事務所に提出してください。

(2) 提出部数

この申請書は、1部提出してください。

2 添付書類

この申請書には、次の書類を1部添付してください。

- ① 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ② 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ③ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

(注) 1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、①の書類を添付する必要はありません。

2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、②の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

3 各欄の記載要領

(1) 「1 承認を受けようとする地方税関係帳簿の種類、電磁的記録の保存に代える日、保存場所及び国税関係申請状況」の各欄

ア 「帳簿の種類」欄

- ① 「税目」欄には、承認を受けようとする帳簿の保存義務等が課せられている税目の名称を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。

「地方税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書」の記載要領等

この申請書用紙は、電磁的記録による保存等の承認を受けている地方税関係帳簿について、電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存に代えるのに必要な県税事務所長の承認（地方税法第749条第2項の承認）を受けようとする場合に使用してください。

なお、地方税関係帳簿について、初めて電磁的記録等による保存等をしようとする場合の承認（地方税法第748条又は第749条第1項の承認）を受けようとするときは、これとは別様式の申請書用紙を使用してください。

1 申請期限等

(1) 申請期限

承認を受けようとする地方税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）のCOMによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日（承認を受けようとする帳簿が2以上ある場合で、その保存に代える日が異なるときは、最初に到来する保存に代える日）の3月前の日までに、県税事務所に提出してください。

(2) 提出部数

この申請書は、1部提出してください。

2 添付書類

この申請書には、次の書類を1部添付してください。

- ① 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ② 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ③ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

(注) 1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、①の書類を添付する必要はありません。

2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、②の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

3 各欄の記載要領

(1) 「1 承認を受けようとする地方税関係帳簿の種類、電磁的記録の保存に代える日、保存場所及び国税関係申請状況」の各欄

ア 「帳簿の種類」欄

- ① 「税目」欄には、承認を受けようとする帳簿の保存義務等が課せられている税目の名称を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。

- ② 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする帳簿の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに帳簿を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

- (記載例) 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳
2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳
3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し
4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の領収書の写し

イ 「電磁的記録の保存に代える日（当初の承認を受けた年月日等）」欄には、承認を受けようとする帳簿のCOMによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日を記載してください。

また、括弧内には、その帳簿について電磁的記録による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ウ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

エ 「国税関係申請状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録に代えるCOMによる保存をまだ申請していない場合は「未」の文字を、申請している場合（同時に申請する場合も含まれます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、申請を行った税務署名を記載してください。

- (2) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が千葉県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

なお、軽油引取税の混和等による申請の場合、記載の必要はありません。

- (3) 「3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係帳簿の種類及びその年月日」の各欄については、該当する文字を○で囲むとともに、「対象となった帳簿の種類」欄は(1)アの要領で記載してください。

- (4) 「4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」欄は、COMによる保存をしようとする期間のいずれかの番号を○で囲んでください。

また、①に○を付した場合は、括弧内に特定する期間（保存期間の初日からCOMによる保存を開始する日までの期間）を記載してください。

- ② 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする帳簿の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに帳簿を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

- (記載例) 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳
2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳
3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し
4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の領収書の写し

イ 「電磁的記録の保存に代える日（当初の承認を受けた年月日等）」欄には、承認を受けようとする帳簿のCOMによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日を記載してください。

また、括弧内には、その帳簿について電磁的記録による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ウ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

エ 「国税関係申請状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録に代えるCOMによる保存をまだ申請していない場合は「未」の文字を、申請している場合（同時に申請する場合も含まれます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、申請を行った税務署名を記載してください。

- (2) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が千葉県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

なお、軽油引取税の混和等による申請の場合、記載の必要はありません。

- (3) 「3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係帳簿の種類及びその年月日」の各欄については、該当する文字を○で囲むとともに、「対象となった帳簿の種類」欄は(1)アの要領で記載してください。

- (4) 「4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」欄は、COMによる保存をしようとする期間のいずれかの番号を○で囲んでください。

また、①に○を付した場合は、括弧内に特定する期間（保存期間の初日からCOMによる保存を開始する日までの期間）を記載してください。

- (5) 「5 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄
- ア 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
 なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載してください。
- イ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。
- ウ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。
- エ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。
 なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。
- (6) 「6 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要」の各欄
- ア 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
 なお、該当する区分がない場合は、括弧内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
- イ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。
- ウ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
- エ 自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
- (7) 「7 地方税法施行規則に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄
- ア 共通の記載方法
- ① 申請者がとろうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）に☑印を付して表示してください。
- ・ [] 内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。
- イ 個別の記載方法

- (5) 「5 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄
- ア 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
 なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載してください。
- イ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。
- ウ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。
- エ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。
 なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。
- (6) 「6 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要」の各欄
- ア 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
 なお、該当する区分がない場合は、括弧内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
- イ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。
- ウ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
- エ 自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
- (7) 「7 地方税法施行規則に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄
- ア 共通の記載方法
- ① 申請者がとろうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）に☑印を付して表示してください。
- ② [] 内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。
- イ 個別の記載方法

- ① 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規程等により定めている場合には、併せてその期間(日数)を括弧内に記載してください。
- ② 「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し、又は記載してください。
- ③ 「(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、特定の情報により関連性を確認することができるようにしている場合には、その情報を選択し、又は記載してください。
- ④ 「(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム(他の者に委託して開発したプログラムを含みます。)以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。
- ⑤ 「(6) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿名を記載してください。
- なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその帳簿名をまとめて記載してください。
- ⑥ 「(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置」欄は、「4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」が全保存期間中の3年目までの期間を含む場合にのみ記載してください。
- (8) 「8 その他参考となる事項」欄には、この申請書の内容に関して参考となる事項を記載してください。
- また、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録に代えるCOMによる保存を申請している場合(同時に申請する場合も含みます。)において、当該国税関係の申請書に記載した「その他参考となる事項」については、同じ内容をこの欄に記載してください。

- ① 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規程等により定めている場合には、併せてその期間(日数)を括弧内に記載してください。
- ② 「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し、又は記載してください。
- ③ 「(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、特定の情報により関連性を確認することができるようにしている場合には、その情報を選択し、又は記載してください。
- ④ 「(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム(他の者に委託して開発したプログラムを含みます。)以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。
- ⑤ 「(6) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿名を記載してください。
- なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその帳簿名をまとめて記載してください。
- ⑥ 「(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置」欄は、「4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」が全保存期間中の3年目までの期間を含む場合にのみ記載してください。
- (8) 「8 その他参考となる事項」欄には、この申請書の内容に関して参考となる事項を記載してください。
- また、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録に代えるCOMによる保存を申請している場合(同時に申請する場合も含みます。)において、当該国税関係の申請書に記載した「その他参考となる事項」については、同じ内容をこの欄に記載してください。
- (9) 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

備考 この申請書を条例第112条第2項の承認を受けようとする者が使用する場合は、様式中次表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

地方税関係帳簿	県税関係帳簿
地方税法	千葉県県税条例
第749条第2項	第112条第2項
同法第750条第1項	千葉県県税条例第113条の規定によりその例によることとされる地方税法第750条第1項
地方税法施行規則	千葉県県税条例施行規則においてその例によることとされる地方税法施行規則
第748条又は第749条第1項	第111条又は第112条第1項
軽油引取税	ゴルフ場利用税
(2) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が千葉県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。 なお、軽油引取税の混和等による申請の場合、記載の必要はありません。	(2) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、記載の必要はありません。

備考 この申請書を条例第112条第2項の承認を受けようとする者が使用する場合は、様式中次表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

地方税関係帳簿	県税関係帳簿
地方税法	千葉県県税条例
第749条第2項	第112条第2項
同法第750条第1項	千葉県県税条例第113条の規定によりその例によることとされる地方税法第750条第1項
地方税法施行規則	千葉県県税条例施行規則においてその例によることとされる地方税法施行規則
第748条又は第749条第1項	第111条又は第112条第1項
軽油引取税	ゴルフ場利用税
(2) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が千葉県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。 なお、軽油引取税の混和等による申請の場合、記載の必要はありません。	(2) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、記載の必要はありません。

地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

受付印 年 月 日		※整理番号			
		(ふりがな) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地 (電話)			
千葉県 県税事務所長 様		(ふりがな) 名称(屋号)			
		法人番号			
千葉県 県税事務所長 様		(ふりがな) 氏名 (法人の場合) 代表者氏名			
		(ふりがな) (法人の場合) 代表者住所 (電話)			
次の地方税関係帳簿について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、地方税法第751条第1項の規定により届け出ます。					
1 電磁的記録等による保存等をやめようとする地方税関係帳簿の種類等					
帳簿の種類		当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所	国税関係届出状況
税目	名称・作成事務所等				
		年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
		年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
		年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由					
.....					
3 その他参考となる事項					

※処理欄	整理簿	回付先
	(摘要)	

地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

受付印 年 月 日		※整理番号			
		(ふりがな) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地 (電話)			
千葉県 県税事務所長 様		(ふりがな) 名称(屋号)			
		法人番号			
千葉県 県税事務所長 様		(ふりがな) 氏名 (法人の場合) 代表者氏名			
		(ふりがな) (法人の場合) 代表者住所 (電話)			
次の地方税関係帳簿について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、地方税法第751条第1項の規定により届け出ます。					
1 電磁的記録等による保存等をやめようとする地方税関係帳簿の種類等					
帳簿の種類		当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所	国税関係届出状況
税目	名称・作成事務所等				
		年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
		年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
		年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由					
.....					
3 その他参考となる事項					

※処理欄	整理簿	回付先
	(摘要)	

「地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」の記載要領等
この届出書用紙は、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存等（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている地方税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）について、電磁的記録等による保存等をやめようとして、県税事務所にその旨を届け出る場合に使用してください。

【注意事項】

地方税法第748条及び第749条第1項の承認を受けている帳簿の電磁的記録等による保存等を取りやめると、この届出書を提出した日から、原則として全て書面により（電磁的記録又はCOMによる保存等をしているものについては書面に出力して）保存をすることとなりますので御注意ください。

1 届出期限等

(1) 届出期限

電磁的記録等による保存等をやめようとする場合には、あらかじめ県税事務所に提出してください。

(2) 提出部数

この届出書は、1部提出してください。

2 各欄の記載要領

(1) 「1 電磁的記録等による保存等をやめようとする地方税関係帳簿の種類等」の各欄

ア 「帳簿の種類」欄

- ① 「税目」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿の保存義務等が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。
- ② 「名称・作成事務所等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿の名称（名称により記載ができない場合は、保存義務等を規定している地方税法の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに作成している帳簿については、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

- (記載例) 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳
2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳

「地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」の記載要領等
この届出書用紙は、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存等（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている地方税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）について、電磁的記録等による保存等をやめようとして、県税事務所にその旨を届け出る場合に使用してください。

【注意事項】

地方税法第748条及び第749条第1項の承認を受けている帳簿の電磁的記録等による保存等を取りやめると、この届出書を提出した日から、原則として全て書面により（電磁的記録又はCOMによる保存等をしているものについては書面に出力して）保存をすることとなりますので御注意ください。

1 届出期限等

(1) 届出期限

電磁的記録等による保存等をやめようとする場合には、あらかじめ県税事務所に提出してください。

(2) 提出部数

この届出書は、1部提出してください。

2 各欄の記載要領

(1) 「1 電磁的記録等による保存等をやめようとする地方税関係帳簿の種類等」の各欄

ア 「帳簿の種類」欄

- ① 「税目」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿の保存義務等が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。
- ② 「名称・作成事務所等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿の名称（名称により記載ができない場合は、保存義務等を規定している地方税法の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに作成している帳簿については、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

- (記載例) 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳
2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳

- 3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し
- 4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の領収書の写し
- 5 注文書、納品書、見積書、請求書
- 6 注文書（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書

イ 「当初の承認を受けた年月日等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ウ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存等をやめようとする場合は「電磁的記録」の、COMによる保存をやめようとする場合は「COM」の文言の前の□（チェック欄）に☑印を付して表示してください。

なお、地方税法第749条第2項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿について、COMによる保存をやめようとする場合で、同法第748条の規定による電磁的記録の保存等の承認も併せて取りやめるときは、両方の文言の前の□（チェック欄）に☑印を付すとともに、「当初の承認を受けた年月日等」欄に同法第748条の承認年月日と同法第749条第2項の承認年月日を併記してください。

エ 「保存場所」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

オ 「国税関係届出状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめをまだ届け出ていない場合は「未」の文字を、届け出ている場合（同時に届け出る場合も含まれます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、届出を行った税務署名を記載してください。

(2) 「2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする理由を記載してください。

(3) 「3 その他参考となる事項」欄

ア 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が千葉県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

イ 地方税法第749条第2項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿について、COMによる保存をやめようとする場合で、同法第748条の規定により、引き続き電磁的記録による保存等をするときは、その旨を記載してください。

- 3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し
- 4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の領収書の写し
- 5 注文書、納品書、見積書、請求書
- 6 注文書（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書

イ 「当初の承認を受けた年月日等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ウ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存等をやめようとする場合は「電磁的記録」の、COMによる保存をやめようとする場合は「COM」の文言の前の□（チェック欄）に☑印を付して表示してください。

なお、地方税法第749条第2項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿について、COMによる保存をやめようとする場合で、同法第748条の規定による電磁的記録の保存等の承認も併せて取りやめるときは、両方の文言の前の□（チェック欄）に☑印を付すとともに、「当初の承認を受けた年月日等」欄に同法第748条の承認年月日と同法第749条第2項の承認年月日を併記してください。

エ 「保存場所」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

オ 「国税関係届出状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめをまだ届け出ていない場合は「未」の文字を、届け出ている場合（同時に届け出る場合も含まれます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、届出を行った税務署名を記載してください。

(2) 「2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする理由を記載してください。

(3) 「3 その他参考となる事項」欄

ア 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が千葉県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

イ 地方税法第749条第2項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿について、COMによる保存をやめようとする場合で、同法第748条の規定により、引き続き電磁的記録による保存等をするときは、その旨を記載してください。

備考 この届出書を条例第111条又は第112条各項のいずれかの承認を受けている者が使用する場合は、様式中次表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

地方税関係帳簿	県税関係帳簿
地方税法	千葉県県税条例
第751条第1項	第113条の規定によりその例によることとされる地方税法第751条第1項
地方税法第748条及び第749条第1項の承認を受けている帳簿の電磁的記録等による保存等を取りやめると、この届出書を提出した日から、原則として全て書面により（電磁的記録又はCOMによる保存等をしているものについては書面に出力して）保存をすることとなりますので御注意ください。	この届出書を提出した日から、原則として全て書面により（電磁的記録又はCOMによる保存等をしているものについては書面に出力して）保存をすることとなりますので御注意ください。
軽油引取税	ゴルフ場利用税
第749条第2項	第112条第2項
同法第748条	同条例第111条
と同法	と同条例
ア 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が千葉県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。 イ 地方税法第749条第2項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿について、COMによる保存をやめようとする場合で、同条例第111条の規定により、引き続き電磁的記録による保存等をするときは、その旨を記載してください。	千葉県県税条例第112条第2項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿について、COMによる保存をやめようとする場合で、同条例第111条の規定により、引き続き電磁的記録による保存等をするときは、その旨を記載してください。

（４）個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

備考 この届出書を条例第111条又は第112条各項のいずれかの承認を受けている者が使用する場合は、様式中次表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

地方税関係帳簿	県税関係帳簿
地方税法	千葉県県税条例
第751条第1項	第113条の規定によりその例によることとされる地方税法第751条第1項
地方税法第748条及び第749条第1項の承認を受けている帳簿の電磁的記録等による保存等を取りやめると、この届出書を提出した日から、原則として全て書面により（電磁的記録又はCOMによる保存等をしているものについては書面に出力して）保存をすることとなりますので御注意ください。	この届出書を提出した日から、原則として全て書面により（電磁的記録又はCOMによる保存等をしているものについては書面に出力して）保存をすることとなりますので御注意ください。
軽油引取税	ゴルフ場利用税
第749条第2項	第112条第2項
同法第748条	同条例第111条
と同法	と同条例
ア 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が千葉県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。 イ 地方税法第749条第2項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿について、COMによる保存をやめようとする場合で、同法第748条の規定により、引き続き電磁的記録による保存等をするときは、その旨を記載してください。	千葉県県税条例第112条第2項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿について、COMによる保存をやめようとする場合で、同条例第111条の規定により、引き続き電磁的記録による保存等をするときは、その旨を記載してください。

地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の変更の届出書

受付印 年 月 日 千葉県 県税事務所長 様		※整理番号			
		(ふりがな) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地		(電話)	
		(ふりがな) 名称(屋号)			
		法人番号			
		(ふりがな) 氏名 (法人の場合) 代表者氏名			
(ふりがな) (法人の場合) 代表者住所		(電話)			
次の事項を変更することとしたので、地方税法第751条第2項の規定により届け出ます。					
1 変更しようとする事項に係る地方税関係帳簿の種類等					
帳簿の種類		変更しようとする日(当初の承認を受けた年月日等)	保存方法	保存場所	国税関係届出状況
税目	名称・作成事務所等	年月日 (年月日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
		年月日 (年月日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
		年月日 (年月日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
2 変更しようとする事項及び変更の内容					
変更事項	変更の内容				
3 その他参考となる事項					
※処理欄	整理簿	回付先			
	(摘要)				

地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の変更の届出書

受付印 年 月 日 千葉県 県税事務所長 様		※整理番号			
		(ふりがな) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地		(電話)	
		(ふりがな) 名称(屋号)			
		法人番号			
		(ふりがな) 氏名 (法人の場合) 代表者氏名			
(ふりがな) (法人の場合) 代表者住所		(電話)			
次の事項を変更することとしたので、地方税法第751条第2項の規定により届け出ます。					
1 変更しようとする事項に係る地方税関係帳簿の種類等					
帳簿の種類		変更しようとする日(当初の承認を受けた年月日等)	保存方法	保存場所	国税関係届出状況
税目	名称・作成事務所等	年月日 (年月日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
		年月日 (年月日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
		年月日 (年月日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
2 変更しようとする事項及び変更の内容					
変更事項	変更の内容				
3 その他参考となる事項					
※処理欄	整理簿	回付先			
	(摘要)				

「地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の変更の届出書」の記載要領等

この届出書用紙は、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存等（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている地方税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）について、申請書（申請書に添付した書類を含みます。）に記載した事項（帳簿の種類を除きます。）の変更をしようとして、県税事務所にその旨を届け出る場合に使用してください。

1 届出期限等

(1) 届出期限

申請書に記載した事項を変更しようとする場合には、あらかじめ県税事務所に提出してください。

(2) 提出部数

この届出書は、1部提出してください。

(3) 添付書類

申請書に添付した書類に記載した事項の変更をしようとする場合は、変更後の書類を添付してください。

2 各欄の記載要領

(1) 「1 変更しようとする事項に係る地方税関係帳簿の種類等」の各欄

ア 「帳簿の種類」欄

- ① 「税目」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿の保存義務等が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。
- ② 「名称・作成事務所等」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿の名称（名称による記載ができない場合は、保存義務等を規定している地方税法の条項）を次のように記載してください。

- (記載例)
- 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳
 - 2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳
 - 3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し
 - 4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の領収書の写し
 - 5 注文書、納品書、見積書、請求書
 - 6 注文書（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書

イ 「変更しようとする日（当初の承認を受けた年月日等）」欄には、帳簿の電磁的記録等による保存等を変更しようとする日を記載してください。

また、括弧内には、その帳簿について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ウ 「保存方法」欄は、変更しようとする事項に係る帳簿の保存方法が、電磁的記録による保存の場合は「電磁的記録」の、COMによる保存の場合は「COM」の文言の前の□（チェック欄）に☑印を付して表示してください。

「地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の変更の届出書」の記載要領等

この届出書用紙は、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存等（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている地方税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）について、申請書（申請書に添付した書類を含みます。）に記載した事項（帳簿の種類を除きます。）の変更をしようとして、県税事務所にその旨を届け出る場合に使用してください。

1 届出期限等

(1) 届出期限

申請書に記載した事項を変更しようとする場合には、あらかじめ県税事務所に提出してください。

(2) 提出部数

この届出書は、1部提出してください。

(3) 添付書類

申請書に添付した書類に記載した事項の変更をしようとする場合は、変更後の書類を添付してください。

2 各欄の記載要領

(1) 「1 変更しようとする事項に係る地方税関係帳簿の種類等」の各欄

ア 「帳簿の種類」欄

- ① 「税目」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿の保存義務等が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。
- ② 「名称・作成事務所等」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿の名称（名称による記載ができない場合は、保存義務等を規定している地方税法の条項）を次のように記載してください。

- (記載例)
- 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳
 - 2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳
 - 3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し
 - 4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の領収書の写し
 - 5 注文書、納品書、見積書、請求書
 - 6 注文書（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書

イ 「変更しようとする日（当初の承認を受けた年月日等）」欄には、帳簿の電磁的記録等による保存等を変更しようとする日を記載してください。

また、括弧内には、その帳簿について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ウ 「保存方法」欄は、変更しようとする事項に係る帳簿の保存方法が、電磁的記録による保存の場合は「電磁的記録」の、COMによる保存の場合は「COM」の文言の前の□（チェック欄）に☑印を付して表示してください。

- エ 「保存場所」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。
- オ 「国税関係届出状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録等による保存等の変更をまだ届け出ていない場合は「未」の文字を、届け出ている場合（同時に届け出る場合も含まれます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、届出を行った税務署名を記載してください。
- (2) 「2 変更しようとする事項及び変更の内容」欄には、変更しようとする事項及びその変更の内容を具体的に記載してください。
- (3) 「3 その他参考となる事項」欄
- ア 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が千葉県以外にある場合は、その都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。
- イ システムの変更を行い、変更前のシステムに係る電磁的記録を書面に出力して保存をすることとした場合は、要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難な事情並びに書面により保存をする帳簿の種類及び残りの保存期間を記載してください。
- 備考 この届出書を条例第111条又は第112条各項のいずれかの承認を受けている者が使用する場合は、様式中次表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

地方税関係帳簿	県税関係帳簿
地方税法	千葉県県税条例
第751条第2項	第113条の規定によりその例によることとされる地方税法第751条第2項
軽油引取税	ゴルフ場利用税
ア 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が千葉県以外にある場合は、その都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。 イ システムの変更を行い、変更前のシステムに係る電磁的記録を書面に出力して保存をすることとした場合は、要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難な事情並びに書面により保存をする帳簿の種類及び残りの保存期間を記載してください。	システムの変更を行い、変更前のシステムに係る電磁的記録を書面に出力して保存をすることとした場合は、要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難な事情並びに書面により保存をする帳簿の種類及び残りの保存期間を記載してください。

- エ 「保存場所」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。
- オ 「国税関係届出状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録等による保存等の変更をまだ届け出ていない場合は「未」の文字を、届け出ている場合（同時に届け出る場合も含まれます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、届出を行った税務署名を記載してください。
- (2) 「2 変更しようとする事項及び変更の内容」欄には、変更しようとする事項及びその変更の内容を具体的に記載してください。
- (3) 「3 その他参考となる事項」欄
- ア 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が千葉県以外にある場合は、その都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。
- イ システムの変更を行い、変更前のシステムに係る電磁的記録を書面に出力して保存をすることとした場合は、要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難な事情並びに書面により保存をする帳簿の種類及び残りの保存期間を記載してください。
- (4) 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。**
- 備考 この届出書を条例第111条又は第112条各項のいずれかの承認を受けている者が使用する場合は、様式中次表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

地方税関係帳簿	県税関係帳簿
地方税法	千葉県県税条例
第751条第2項	第113条の規定によりその例によることとされる地方税法第751条第2項
軽油引取税	ゴルフ場利用税
ア 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が千葉県以外にある場合は、その都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。 イ システムの変更を行い、変更前のシステムに係る電磁的記録を書面に出力して保存をすることとした場合は、要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難な事情並びに書面により保存をする帳簿の種類及び残りの保存期間を記載してください。	システムの変更を行い、変更前のシステムに係る電磁的記録を書面に出力して保存をすることとした場合は、要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難な事情並びに書面により保存をする帳簿の種類及び残りの保存期間を記載してください。

主たる事務所又は事業所の移転に係る地方税関係帳簿の
電磁的記録等による保存等の承認申請書

移転

年月日 千葉県 県税事務所長 様		※整理番号			
		(ふりがな) 名称(屋号)			
		法人番号			
		(ふりがな) 代表者氏名			
事務 所 等		移 転 後		(ふりがな) 主たる事務所又は事業所の所在地 (電話)	
		移 転 前		(ふりがな) 主たる事務所又は事業所の所在地 (電話)	
地方税法第752条第1項(第754条において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けたいので、申請します。					
1 承認を受けようとする地方税関係帳簿の種類、移転前の承認年月日、移転後の保存場所、国税関係承認状況等					
帳簿の種類		承認年月日	保存方法	移転後の保存場所	国税関係承認
税目	名称・作成事務所等	年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署
		年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署
		年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署
		年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署
		年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署
		年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署
※処理欄	整理簿	同時提出申請書	回	付	先
	(摘要)				

主たる事務所又は事業所の移転に係る地方税関係帳簿の
電磁的記録等による保存等の承認申請書

移転

年月日 千葉県 県税事務所長 様		※整理番号			
		(ふりがな) 名称(屋号)			
		法人番号			
		(ふりがな) 代表者氏名			
事務 所 等		移 転 後		(ふりがな) 主たる事務所又は事業所の所在地 (電話)	
		移 転 前		(ふりがな) 主たる事務所又は事業所の所在地 (電話)	
地方税法第752条第1項(第754条において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けたいので、申請します。					
1 承認を受けようとする地方税関係帳簿の種類、移転前の承認年月日、移転後の保存場所、国税関係承認状況等					
帳簿の種類		承認年月日	保存方法	移転後の保存場所	国税関係承認
税目	名称・作成事務所等	年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署
		年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署
		年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署
		年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署
		年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署
		年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署
※処理欄	整理簿	同時提出申請書	回	付	先
	(摘要)				

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名	所在地				
3 事務所等に移転した日					
年月日					
4 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
5 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要					
区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム 言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
6 地方税法施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置					
(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置 (第25条第1号イ関係)					
<input type="checkbox"/> データを直接に訂正し、又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。 <input type="checkbox"/> データを直接に訂正し、又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳 (当初データの特定に必要な情報を付加) を入力することにより行う。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []					
※ 該当する場合のみ記載してください。 <input type="checkbox"/> ただし、入力日から [] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない (内部規程でこの旨を定める)。					

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名	所在地				
3 事務所等に移転した日					
年月日					
4 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
5 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要					
区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム 言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
6 地方税法施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置					
(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置 (第25条第1号イ関係)					
<input type="checkbox"/> データを直接に訂正し、又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。 <input type="checkbox"/> データを直接に訂正し、又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳 (当初データの特定に必要な情報を付加) を入力することにより行う。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []					
※ 該当する場合のみ記載してください。 <input type="checkbox"/> ただし、入力日から [] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない (内部規程でこの旨を定める)。					

(2) 追加入力した事実の確認に関する措置 (第25条第1号関係)
 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する (付加した情報を訂正し、又は削除することができない) システムを使用する。
 入力データに個々のデータを特定することができる情報 [一連番号、伝票番号、その他 ()] を自動的に付加する (付加した情報を訂正し、又は削除することができない) システムを使用する。
 上記以外の方法による。
 []

(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置 (第25条第2号関係)
 [一連番号、伝票番号、その他 ()] により地方税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。
 上記以外の方法による。
 []

(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置 (第25条第3号関係)
 次の名称の書類を備え付ける。
 ① システムの概要を記載した書類
 []
 ② システムの開発に際して作成した書類
 []
 ③ システムの操作説明書
 []
 ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類 (又は処理委託契約書) 及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類
 []

(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置 (第25条第4号関係)
 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。
 上記以外の方法による。
 []

(6) 検索機能の確保に関する措置 (第25条第5号関係)
 記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目	主な帳簿名
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。
 2以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

(2) 追加入力した事実の確認に関する措置 (第25条第1号関係)
 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する (付加した情報を訂正し、又は削除することができない) システムを使用する。
 入力データに個々のデータを特定することができる情報 [一連番号、伝票番号、その他 ()] を自動的に付加する (付加した情報を訂正し、又は削除することができない) システムを使用する。
 上記以外の方法による。
 []

(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置 (第25条第2号関係)
 [一連番号、伝票番号、その他 ()] により地方税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。
 上記以外の方法による。
 []

(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置 (第25条第3号関係)
 次の名称の書類を備え付ける。
 ① システムの概要を記載した書類
 []
 ② システムの開発に際して作成した書類
 []
 ③ システムの操作説明書
 []
 ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類 (又は処理委託契約書) 及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類
 []

(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置 (第25条第4号関係)
 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。
 上記以外の方法による。
 []

(6) 検索機能の確保に関する措置 (第25条第5号関係)
 記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目	主な帳簿名
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。
 2以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

7	その他参考となる事項
---	------------

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 移転前に受けていた承認に係る通知の写し又は都道府県知事の証明書 2 電子計算機処理システムの概要を記載した書類（市販のプログラムを使用する場合は不要） 3 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（又は処理委託契約書の写し） 4 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------------------	--

(4 / 4)

7	その他参考となる事項
---	------------

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 移転前に受けていた承認に係る通知の写し又は都道府県知事の証明書 2 電子計算機処理システムの概要を記載した書類（市販のプログラムを使用する場合は不要） 3 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（又は処理委託契約書の写し） 4 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------------------	--

(4 / 4)

「主たる事務所又は事業所の移転に係る地方税関係帳簿の
電磁的記録等による保存等の承認申請書」の記載要領等

この申請書用紙は、地方税関係帳簿の電磁的記録による備付け及び電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている者が、他の都道府県の区域から千葉県内にその主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を移転した場合において、引き続き電磁的記録等による保存等を行うため、移転後の事務所等所在地の県税事務所長の承認（地方税法第752条第1項（第754条において準用する場合を含む。）の規定に基づく承認）を受けようとする場合に使用してください。

1 申請期限等

(1) 申請期限

事務所等の移転を行った日から3月を経過する日までに県税事務所に提出してください。

(2) 提出部数

この申請書は、1部提出してください。

2 添付書類

この申請書には、次の書類を1部添付してください。

- ① 事務所等を移転する前の事務所等所在地の都道府県知事による承認通知の写し又は当該都道府県知事による証明書
- ② 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ③ 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ④ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

(注) 1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、②の書類を添付する必要はありません。

2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、③の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

3 各欄の記載要領

- (1) 「1 承認を受けようとする地方税関係帳簿の種類、移転前の承認年月日、移転後の保存場所、国税関係承認状況等」の各欄

ア 「帳簿の種類」欄

(ア) 「税目」欄には、承認を受けようとする帳簿の保存義務等が課せられてい

「主たる事務所又は事業所の移転に係る地方税関係帳簿の
電磁的記録等による保存等の承認申請書」の記載要領等

この申請書用紙は、地方税関係帳簿の電磁的記録による備付け及び電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている者が、他の都道府県の区域から千葉県内にその主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を移転した場合において、引き続き電磁的記録等による保存等を行うため、移転後の事務所等所在地の県税事務所長の承認（地方税法第752条第1項（第754条において準用する場合を含む。）の規定に基づく承認）を受けようとする場合に使用してください。

1 申請期限等

(1) 申請期限

事務所等の移転を行った日から3月を経過する日までに県税事務所に提出してください。

(2) 提出部数

この申請書は、1部提出してください。

2 添付書類

この申請書には、次の書類を1部添付してください。

- ① 事務所等を移転する前の事務所等所在地の都道府県知事による承認通知の写し又は当該都道府県知事による証明書
- ② 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ③ 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ④ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

(注) 1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、②の書類を添付する必要はありません。

2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、③の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

3 各欄の記載要領

- (1) 「1 承認を受けようとする地方税関係帳簿の種類、移転前の承認年月日、移転後の保存場所、国税関係承認状況等」の各欄

ア 「帳簿の種類」欄

(ア) 「税目」欄には、承認を受けようとする帳簿の保存義務等が課せられてい

る税目の名称を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。

(イ) 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする帳簿の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに帳簿を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

- (記載例)
- 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳
 - 2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳
 - 3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し
 - 4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の領収書の写し
 - 5 注文書、納品書、見積書、請求書
 - 6 注文書（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書

イ 「承認年月日」欄には、事務所等を移転する前の事務所等所在地の都道府県知事による承認を受けた年月日又は当該承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ウ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をしようとする場合は「電磁的記録」の、COMによる保存をしようとする場合は「COM」の文言の前の□（チェック欄）に☑印を付して表示してください。

エ 「移転後の保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

オ 「国税関係承認状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に基づく承認を受けている場合は、承認を受けた税務署名を記入してください。

(2) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が千葉県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

なお、軽油引取税の混和等による申請の場合、記載の必要はありません。

(3) 「4 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄

ア 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。

なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載してください。

イ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。

る税目の名称を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。

(イ) 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする帳簿の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに帳簿を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

- (記載例)
- 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳
 - 2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳
 - 3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し
 - 4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の領収書の写し
 - 5 注文書、納品書、見積書、請求書
 - 6 注文書（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書

イ 「承認年月日」欄には、事務所等を移転する前の事務所等所在地の都道府県知事による承認を受けた年月日又は当該承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ウ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をしようとする場合は「電磁的記録」の、COMによる保存をしようとする場合は「COM」の文言の前の□（チェック欄）に☑印を付して表示してください。

エ 「移転後の保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

オ 「国税関係承認状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に基づく承認を受けている場合は、承認を受けた税務署名を記入してください。

(2) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が千葉県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

なお、軽油引取税の混和等による申請の場合、記載の必要はありません。

(3) 「4 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄

ア 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。

なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載してください。

イ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。

- ウ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。
- エ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。
なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。
- (4) 「5 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要」の各欄
- ア 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
なお、該当する区分がない場合は、括弧内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
- イ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。
- ウ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
- エ 自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
- (5) 「6 地方税法施行規則に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄
- ア 共通の記載方法
- (ア) 申請者がとろうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）に~~レ~~印を付して表示してください。
- (イ) []内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。
- イ 個別の記載方法
- (ア) 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規程等により定めている場合には、併せてその期間（日数）を括弧内に記載してください。
- (イ) 「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合にはその特定することができる情報を選択し、又は記載してください。
- (ウ) 「(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、特定の情報により関連性を確認することができるようにしている場合には、その情報を選択し、又は記載してください。

- ウ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。
- エ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。
なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。
- (4) 「5 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要」の各欄
- ア 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
なお、該当する区分がない場合は、括弧内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
- イ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。
- ウ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
- エ 自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
- (5) 「6 地方税法施行規則に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄
- ア 共通の記載方法
- (ア) 申請者がとろうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）に~~レ~~印を付して表示してください。
- (イ) []内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。
- イ 個別の記載方法
- (ア) 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規程等により定めている場合には、併せてその期間（日数）を括弧内に記載してください。
- (イ) 「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合にはその特定することができる情報を選択し、又は記載してください。
- (ウ) 「(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、特定の情報により関連性を確認することができるようにしている場合には、その情報を選択し、又は記載してください。

- (エ) 「(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。
- (オ) 「(6) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿名を記載してください。
- なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその帳簿名をまとめて記載してください。

- (エ) 「(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。
- (オ) 「(6) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿名を記載してください。
- なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその帳簿名をまとめて記載してください。

(6) 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

差 押 換 請 求 書										
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長								年 月 日		
請求者 住 所 氏名又は名称										
次のとおり差押換えを請求します。										
相 続 者 一 般	住 所									
	氏名又は名称									
滞 納 金 額	年度	期(月)別	税目	納期限	税額	加算金額	延滞金額	滞 処 分 費	納 費	備考
					円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
							〃	〃		
							〃	〃		
	合 計							〃	〃	
差 引 財 産	名 称、数 量、性 質 及 び 所 在						権 利 の 内 容			
新 請 求 財 産	名 称、数 量、性 質 及 び 所 在						価 額			
							円			

注 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この請求書作成の日までのものです。

差 押 換 請 求 書										
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長								年 月 日		
請求者 住 所 氏名又は名称										
次のとおり差押換えを請求します。										
相 続 者 一 般	住 所									
	氏名又は名称									
滞 納 金 額	年度	期(月)別	税目	納期限	税額	加算金額	延滞金額	滞 処 分 費	納 費	備考
					円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
							〃	〃		
							〃	〃		
	合 計							〃	〃	
差 引 財 産	名 称、数 量、性 質 及 び 所 在						権 利 の 内 容			
新 請 求 財 産	名 称、数 量、性 質 及 び 所 在						価 額			
							円			

注

1 個人が請求する場合は、請求者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

2 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この請求書作成の日までのものです。

換 価 申 立 書		
		年 月 日
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長		
申立者 住 所 氏名又は名称		
さきに差押換えを拒否された下記の財産について、次のとおり換価を申し立てます。		
滞納者	住 所	
	氏名又は名称	
換価申立財産	名 称、数 量、性 質 及 び 所 在	価 額
		円
差押換拒否通知書を受けた日		年 月 日

換 価 申 立 書		
		年 月 日
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長		
申立者 住 所 氏名又は名称		
さきに差押換えを拒否された下記の財産について、次のとおり換価を申し立てます。		
滞納者	住 所	
	氏名又は名称	
換価申立財産	名 称、数 量、性 質 及 び 所 在	価 額
		円
差押換拒否通知書を受けた日		年 月 日

注 個人が申し立てる場合は、申立者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

その一 (動産、有価証券用)

差 押 調 書 (謄 本)										第 号	
年 月 日											
千葉県 県税事務所 自動車税事務所										徴税吏員 ㊟	
滞納者	住 所										
	氏名又は名称										
滞納金額	番号	年度	期(月)別	税目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞 納 処 分 費	備 考	
						円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
								〃	〃		
									〃	〃	
	合 計								〃	〃	
差押財産	(名称、数量、性質及び所在)										
滞納処分のため捜索した場所又は物						捜索日時	年 月 日 時 分から 時 分まで				
上記の捜索に立ち会い、差押調書謄本を受領しました。 ()											
差押調書謄本 (捜索を受けた者宛) を受領しました。 ()											
上記の差押調書謄本に記載した差押財産の保管を命ずる。										年 月 日	
千葉県 県税事務所 自動車税事務所											

注

- 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この差押調書作成の日までのものです。
 - この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。
- この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
- なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

その一 (動産、有価証券用)

差 押 調 書 (謄 本)										第 号	
年 月 日											
千葉県 県税事務所 自動車税事務所										徴税吏員 ㊟	
滞納者	住 所										
	氏名又は名称										
滞納金額	番号	年度	期(月)別	税目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞 納 処 分 費	備 考	
						円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
								〃	〃		
									〃	〃	
	合 計								〃	〃	
差押財産	(名称、数量、性質及び所在)										
滞納処分のため捜索した場所又は物						捜索日時	年 月 日 時 分から 時 分まで				
上記の捜索に立ち会い、差押調書謄本を受領しました。 ()											
差押調書謄本 (捜索を受けた者宛) を受領しました。 ()											
上記の差押調書謄本に記載した差押財産の保管を命ずる。										年 月 日	
千葉県 県税事務所 自動車税事務所											

注

- 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この差押調書作成の日までのものです。
 - この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。
- この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
- なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

その二 (債権用)

差 押 調 書 (謄 本)										第 号	
年 月 日											
千葉県 県税事務所 自動車税事務所 徴税吏員 ㊦											
下記の滞納金額を徴収するため、次のとおり財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定によりこの謄本を交付します。 この差押債権の取立てその他の処分を禁じます。											
滞債 納権 者	住 所										
	氏名又は名称										
滞 納 金 額	番号	年度	期(月)別	税目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞 納 処 分 費	備 考	
						円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
								〃	〃		
								〃	〃		
	合 計								〃	〃	
差 押 債 権	債務者	住 所	氏名又は名称								
	(種類及び額等)										
	----- ----- -----										
履行期限											
差押調書謄本(滞納者宛)を受領しました。 年 月 日()											
債権差押通知書(第三債務者宛)を受領しました。 年 月 日()											

注
1 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この差押調書作成の日までのものです。
2 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます(ただし、地方税法第19条の4の規定による日又は期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をしなければなりません)。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。
この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。
備考 県税事務所長等が差し押さえるときは、文書番号を採番した上で、発信者の欄を「職名 印」とすること。

その二 (債権用)

差 押 調 書 (謄 本)										第 号	
年 月 日											
千葉県 県税事務所 自動車税事務所 徴税吏員 ㊦											
下記の滞納金額を徴収するため、次のとおり財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定によりこの謄本を交付します。 この差押債権の取立てその他の処分を禁じます。											
滞債 納権 者	住 所										
	氏名又は名称										
滞 納 金 額	番号	年度	期(月)別	税目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞 納 処 分 費	備 考	
						円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
								〃	〃		
								〃	〃		
	合 計								〃	〃	
差 押 債 権	債務者	住 所	氏名又は名称								
	(種類及び額等)										
	----- ----- -----										
履行期限											
差押調書謄本(滞納者宛)を受領しました。 年 月 日() ㊦											
債権差押通知書(第三債務者宛)を受領しました。 年 月 日() ㊦											

注
1 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この差押調書作成の日までのものです。
2 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます(ただし、地方税法第19条の4の規定による日又は期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をしなければなりません)。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。
この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。
備考 県税事務所長等が差し押さえるときは、文書番号を採番した上で、発信者の欄を「職名 印」とすること。

その三（電子記録債権・滞納者用）

差 押 調 書 (謄 本)										第 号	
年 月 日											
千葉県 県税事務所 自動車税事務所 徴税吏員 ㊟											
下記の滞納金額を徴収するため、次のとおり財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定によりこの謄本を交付します。 この差押電子記録債権の取立てその他の処分又は電子記録の請求を禁じます。											
滞 納 金 額	住 所		氏名又は名称								
	番号	年度	期(月)別	税目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞 処 分 納 費	備 考	
						円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円		
								〃	〃		
								〃	〃		
								〃	〃		
	合 計							〃	〃		
差 押 電 子 記 録 債 権	債務者	住 所	氏名又は名称								
	(種類及び額)										

履 行 期 限											
差押調書謄本（滞納者宛）を受領しました。 年 月 日 ()											
債権差押通知書（第三債務者宛）を受領しました。 年 月 日 ()											
債権差押通知書（電子債権記録機関宛）を受領しました。 年 月 日 ()											

注

- 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この差押調書作成の日までのものです。
 - この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（ただし、地方税法第19条の4の規定による日又は期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。）。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。
- この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができなことがされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 県税事務所長等が差し押さえるときは、文書番号を採番した上で、発信者の欄を「職名 図」とすること。

その三（電子記録債権・滞納者用）

差 押 調 書 (謄 本)										第 号	
年 月 日											
千葉県 県税事務所 自動車税事務所 徴税吏員 ㊟											
下記の滞納金額を徴収するため、次のとおり財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定によりこの謄本を交付します。 この差押電子記録債権の取立てその他の処分又は電子記録の請求を禁じます。											
滞 納 金 額	住 所		氏名又は名称								
	番号	年度	期(月)別	税目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞 処 分 納 費	備 考	
						円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円		
								〃	〃		
								〃	〃		
								〃	〃		
	合 計							〃	〃		
差 押 電 子 記 録 債 権	債務者	住 所	氏名又は名称								
	(種類及び額)										

履 行 期 限											
差押調書謄本（滞納者宛）を受領しました。 ㊟ 年 月 日 ()											
債権差押通知書（第三債務者宛）を受領しました。 ㊟ 年 月 日 ()											
債権差押通知書（電子債権記録機関宛）を受領しました。 ㊟ 年 月 日 ()											

注

- 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この差押調書作成の日までのものです。
 - この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（ただし、地方税法第19条の4の規定による日又は期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。）。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。
- この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができなことがされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 県税事務所長等が差し押さえるときは、文書番号を採番した上で、発信者の欄を「職名 図」とすること。

その四（無体財産権等の登録嘱託及び第三債務者のある場合の滞納者用）

差 押 調 書 (謄 本)		第 号								
年 月 日 千葉県 県税事務所長 印 自動車税事務所長										
下記の滞納金額を徴収するため、次のとおり財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定によりこの謄本を交付します。										
滞納者	住 所									
	氏名又は名称									
滞納金額	番号	年度	期(月)別	税目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞 納 処 分 費	備 考
						円	円	法律による金額	法律による金額	
								〃	〃	
									〃	〃
	合 計								〃	〃
差押財産	(名称、数量、性質及び所在)									
	----- -----									
差押調書謄本（滞納者宛）を受領しました。 年 月 日 ()										
差押通知書（第三債務者等宛）を受領しました。 年 月 日 ()										

注
 1 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この差押調書作成の日までのものです。
 2 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（ただし、地方税法第19条の4の規定による日又は期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。）。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。
 この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 備考 教示は、滞納者に対してのみ行うこと。

その四（無体財産権等の登録嘱託及び第三債務者のある場合の滞納者用）

差 押 調 書 (謄 本)		第 号								
年 月 日 千葉県 県税事務所長 印 自動車税事務所長										
下記の滞納金額を徴収するため、次のとおり財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定によりこの謄本を交付します。										
滞納者	住 所									
	氏名又は名称									
滞納金額	番号	年度	期(月)別	税目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞 納 処 分 費	備 考
						円	円	法律による金額	法律による金額	
								〃	〃	
									〃	〃
	合 計								〃	〃
差押財産	(名称、数量、性質及び所在)									
	----- -----									
差押調書謄本（滞納者宛）を受領しました。 年 月 日 ()										
差押通知書（第三債務者等宛）を受領しました。 年 月 日 ()										

注
 1 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この差押調書作成の日までのものです。
 2 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（ただし、地方税法第19条の4の規定による日又は期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。）。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。
 この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 備考 教示は、滞納者に対してのみ行うこと。

その五（電話加入権の滞納者用）

取扱支店等											
支店 営業所											
差押調書(謄本)							第 号				
年 月 日 千葉県 県税事務所長 印 自動車税事務所長											
下記の滞納金額を徴収するため、次のとおり財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定によりこの謄本を交付します。											
滞納者	住 所										
	氏名又は名称										
滞納金額	番号	年度	期(月)別	税目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞 納 処 分 費	備 考	
						円	円	法律による金額	法律による金額		
								〃	〃		
									〃	〃	
	合 計								〃	〃	
差押財産	局 番	電 話 番 号	電 話 機 の 設 置 場 所			備 考					
差押調書謄本（滞納者宛）を受領しました。 年 月 日（ ）											

注
 1 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この差押調書作成の日までのものです。
 2 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。
 この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

その五（電話加入権の滞納者用）

取扱支店等											
支店 営業所											
差押調書(謄本)							第 号				
年 月 日 千葉県 県税事務所長 印 自動車税事務所長											
下記の滞納金額を徴収するため、次のとおり財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定によりこの謄本を交付します。											
滞納者	住 所										
	氏名又は名称										
滞納金額	番号	年度	期(月)別	税目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞 納 処 分 費	備 考	
						円	円	法律による金額	法律による金額		
								〃	〃		
									〃	〃	
	合 計								〃	〃	
差押財産	局 番	電 話 番 号	電 話 機 の 設 置 場 所			備 考					
差押調書謄本（滞納者宛）を受領しました。 年 月 日（ ）											

注
 1 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この差押調書作成の日までのものです。
 2 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。
 この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

その六（振替社債等・滞納者用）

差 押 調 書 (贈 本)		第 号								
		年 月 日								
千葉県 県税事務所 自動車税事務所 徴税吏員 ㊤										
下記の滞納金額を徴収するため、次のとおり財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定によりこの贈本を交付します。 この差押振替社債等の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請を禁じます。										
滞納者	住 所									
	氏名又は名称									
滞納金額	番号	年度	期(月)別	税目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞 納 処 分 費	備 考
						円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
								〃	〃	
									〃	〃
	合 計								〃	〃
差債押等振替社	(種類及び額又は数)									

差押調書贈本（滞納者宛）を受領しました。 年 月 日 ()										
差押通知書（発行者宛）を受領しました。 年 月 日 ()										
差押通知書（振替機関等宛）を受領しました。 年 月 日 ()										

注
 1 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この差押調書作成の日までのものです。
 2 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（ただし、地方税法第19条の4の規定による日又は期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。）。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。
 この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 備考 県税事務所長等が差し押さえるときは、文書番号を採番した上で、発信者の欄を「職名 ㊤」とすること。

その六（振替社債等・滞納者用）

差 押 調 書 (贈 本)							第 号			
							年 月 日			
千葉県 県税事務所 自動車税事務所 徴税吏員 ㊤										
下記の滞納金額を徴収するため、次のとおり財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定によりこの贈本を交付します。 この差押振替社債等の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請を禁じます。										
滞納者	住 所									
	氏名又は名称									
滞納金額	番号	年度	期(月)別	税目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞 納 処 分 費	備 考
						円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
								〃	〃	
									〃	〃
	合 計								〃	〃
差債押等振替社	(種類及び額又は数)									

差押調書贈本（滞納者宛）を受領しました。 年 月 日 ()										
差押通知書（発行者宛）を受領しました。 年 月 日 ()										
差押通知書（振替機関等宛）を受領しました。 年 月 日 ()										

注
 1 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この差押調書作成の日までのものです。
 2 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（ただし、地方税法第19条の4の規定による日又は期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。）。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。
 この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 備考 県税事務所長等が差し押さえるときは、文書番号を採番した上で、発信者の欄を「職名 ㊤」とすること。

搬出調書(謄本)	
年 月 日 千葉県 県税事務所 自動車税事務所 徴税吏員 ㊟	
滞納処分のため下記のとおり搬出したので、国税徴収法施行令第26条の2第1項の規定により、この調書を作ります。	
滞納者	住所 氏名又は名称
搬出財産	(名称、数量及び性質)
搬出場所	
搬出日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
上記の搬出に立ち会い、搬出調書謄本を受領しました。 ()	
搬出調書謄本(搬出を受けた者 宛て)を受領しました。 年 月 日	

注 この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

搬出調書(謄本)	
年 月 日 千葉県 県税事務所 自動車税事務所 徴税吏員 ㊟	
滞納処分のため下記のとおり搬出したので、国税徴収法施行令第26条の2第1項の規定により、この調書を作ります。	
滞納者	住所 氏名又は名称
搬出財産	(名称、数量及び性質)
搬出場所	
搬出日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
上記の搬出に立ち会い、搬出調書謄本を受領しました。 ()	
搬出調書謄本(搬出を受けた者 宛て)を受領しました。 年 月 日	

注 この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。